特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	子ども・子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
石井町長

公表日
令和5年5月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定、利用者負担額の決定及び給付費管理等の事務を行う。 特定個人情報は以下の事務に利用する。 ①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務 ②保育の申込・実施に関する事務 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定に関する事務 ⑤利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑥給付管理に関する事務 ⑦副食費免除対象者の判定に関する事務 ⑧公金受取口座情報の確認に関する事務 申請、届出等は窓口、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムを用いての受領・取込みを含むとともに、マイナポータルのお知らせ機能での通知を使用している。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 中間サーバ、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
子ども・子育て情報ファイル 統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第94項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第2条第2項・第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第42号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二　第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の2の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	石井町総務課 〒779－3295　徳島県名西郡石井町高川原字高川原121－1 088－674－1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	石井町総務課 〒779－3295　徳島県名西郡石井町高川原字高川原121－1 088－674－1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	すくすく子育て課	子育て支援課	事後	
平成28年9月16日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	すくすく子育て課長	子育て支援課長	事後	
平成29年6月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わって保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行う。 特定個人情報は、以下の事務に利用する。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③私立保育所の徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い	子ども・子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、特定教育・保育施設を利用する支給認定児童及び保護者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報は、以下の事務に利用する。 ①支給認定に関する事務 ②保育の申込・実施に関する事務 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定に関する事務 ⑤利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、および電子申請システムで受領する。	事後	
平成29年6月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	子ども・子育て支援システム 中間サーバ、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）	子ども・子育て支援システム 中間サーバ、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 電子申請システム	事前	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		項目を追加（新様式に対応）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、特定教育・保育施設を利用する支給認定児童及び保護者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報は、以下の事務に利用する。 ①支給認定に関する事務 ②保育の申込・実施に関する事務 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定に関する事務 ⑤利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、および電子申請システムで受領する。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定、利用者負担額の決定及び給付費管理等の事務を行う。 特定個人情報は、以下の事務に利用する。 ①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務 ②保育の申込・実施に関する事務 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定に関する事務 ⑤利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑥給付管理に関する事務 ⑦副食費免除対象者の判定に関する事務 申請、届出等は窓口、郵送、および電子申請システムで受領する。	事後	
令和3年9月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二　第116項	番号法第19条第8号、別表第二　第116項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定、利用者負担額の決定及び給付費管理等の事務を行う。 特定個人情報は、以下の事務に利用する。 ①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務 ②保育の申込・実施に関する事務 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定に関する事務 ⑤利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑥給付管理に関する事務 ⑦副食費免除対象者の判定に関する事務 申請、届出等は窓口、郵送、および電子申請システムで受領する。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定、利用者負担額の決定及び給付費管理等の事務を行う。 特定個人情報は、以下の事務に利用する。 ①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務 ②保育の申込・実施に関する事務 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定に関する事務 ⑤利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑥給付管理に関する事務 ⑦副食費免除対象者の判定に関する事務 ⑧公金受取口座情報の確認に関する事務 申請、届出等は窓口、郵送、および電子申請システムで受領する。	事前	
令和5年1月4日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第94項	番号法第9条第1項、別表第一　第94項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第2条第2項・第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第42号	事前	
令和5年1月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二　第116項	番号法第19条第8号、別表第二　第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の2の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定、利用者負担額の決定及び給付費管理等の事務を行う。 特定個人情報は以下の事務に利用する。 ①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務 ②保育の申込・実施に関する事務 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定に関する事務 ⑤利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑥給付管理に関する事務 ⑦副食費免除対象者の判定に関する事務 ⑧公金受取口座情報の確認に関する事務 申請、届出等は窓口、郵送、および電子申請システムで受領する。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定、利用者負担額の決定及び給付費管理等の事務を行う。 特定個人情報は以下の事務に利用する。 ①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務 ②保育の申込・実施に関する事務 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額の算定に関する事務 ⑤利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑥給付管理に関する事務 ⑦副食費免除対象者の判定に関する事務 ⑧公金受取口座情報の確認に関する事務 申請、届出等は窓口、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムを用いての受領・取込みを含むとともに、マイナポータルのお知らせ機能での通知を使用している。	事後	申請管理システム利用開始によるもの
令和5年4月1日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム 中間サーバ、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 電子申請システム	子ども・子育て支援システム 中間サーバ、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	申請管理システム利用開始によるもの